

介護支援専門員Q & A

Q 1 介護支援専門員として業務を行うためには何が必要ですか

A 1 介護支援専門員として業務を行うためには、介護支援専門員として都道府県に登録され、かつ、介護支援専門員証の交付を受けることが必要です。 介護支援専門員証とは、氏名、生年月日、介護支援専門員証の有効期間満了日が記載され、顔写真が貼付された証明書です。有効期間を経過していないかご確認ください。

Q 2 氏名や住所が変わったが、どのような手続きが必要ですか

A 2 氏名、住所に変更があった場合、速やかに沖縄県（登録県）に登録事項の変更届をする必要があります。この届出がなされないと、県からの重要なお知らせが届かないことがあります。

また、介護支援専門員証をお持ちの場合、専門員証書換え交付申請もあわせて行う必要があります。ただし、平成27年4月1日以降に交付した専門員証をお持ちの方は、住所の記載が除かれていますので、氏名変更時のみ、書換え交付申請が必要となります。

Q 3 介護支援専門員証を紛失したが、どのような手続きが必要ですか

A 3 介護支援専門員証を紛失、汚損、破損した場合、再交付の申請をすることができます。

Q 4 沖縄県に登録しているが、他県に引っ越した場合どのような手続きが必要ですか

A 4 沖縄県で登録を受けている方が他県へ引っ越した場合、登録を移転することができます。移転を希望する都道府県の介護保険担当課に連絡し、必要書類を確認してください。（沖縄県を経由し手続きを行うため、書類は沖縄県へ提出してください。）

Q 5 介護支援専門員証の有効期間を更新するには、どのような手続きが必要ですか

A 5 法定の更新にかかる研修を修了した後、有効期間が満了する概ね1か月前までに、介護支援専門員証交付申請書（有効期間の更新）の提出が必要です。 申請により、有効期間を更新した介護支援専門員証の交付を受けることができます。

Q 6 介護支援専門員証の有効期間の更新手続きをとらず失効しました。今後、介護支援専門員として業務に就く場合、どのような手続きが必要ですか。

A 6 介護支援専門員証の有効期間が経過し失効しても、都道府県が管理する介護支援

介護支援専門員Q & A

専門員名簿の登録は残ります。定められた研修を受講することにより、介護支援専門員証の交付を申請することができます。

Q 7 有効な介護支援専門員証を持たず、介護支援専門員として業務を行った場合はどうなりますか

A 7-1

(介護支援専門員更新研修を修了している場合)

介護支援専門員更新研修を修了したものの、介護支援専門員証の更新手続を失念したまま介護支援専門員としての業務を行った場合は、速やかに更新手続を行ってください。県より速やかに当該手続をするよう指示があったにも関わらず、なお介護支援専門員証の交付を受けることなく業務を継続した場合は、登録を削除される場合がありますのでご注意ください。

A 7-2

(介護支援専門員更新研修を修了していない場合)

介護支援専門員更新研修を修了することができないまま介護支援専門員としての業務を行った場合は、速やかに介護支援専門員「再研修」を受講し、介護支援専門員証の交付を受けてください。

なお、県より当該指示を行ったにも関わらず、なお介護支援専門員再研修を受講せず、介護支援専門員証の交付を受けることなく業務を継続した場合は登録を削除される場合がありますのでご注意ください。

有効期間満了後、介護支援専門員証の交付を受けるまでは介護支援専門員としての業務に従事することはできません。

上記については、介護支援専門員証の有効期間が経過しているにも関わらず、介護支援専門員としての業務を行った場合に限られます。

Q 8 平成17年度まで交付されていた「介護支援専門員登録証明書（A4サイズの賞状版・名刺サイズの携帯版）」を持っていますが、介護支援専門員として業務を行うことができますか

A 8 平成18年度の介護保険法改正に伴い、介護支援専門員の登録・交付制度、資格更新制度、研修の義務化・体系化が図られました。

介護支援専門員Q & A

平成17年度までに登録された介護支援専門員は、「介護支援専門員登録証明書」をもって「介護支援専門員証」の交付を受けたと見なす取扱いがされてきましたが、登録証明書の見なしの有効期間は平成23年3月31日にすべて満了となりました。
登録証明書のみをお持ちの方は、介護支援専門員の業務を行うことができませんので、ご注意ください。

Q 9 提出先・問合せ先はどこになりますか。

A 9 介護支援専門員の登録や介護支援専門員支援専門員証の交付などに関する提出先・問合せ先は、高齢者介護課 介護保険人材班になります。

各種手続きについては県ホームページでお知らせしています。提出書類のダウンロードも可能ですので、こちらをご確認ください。

<http://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/kikaku/tourokukouhunado.html>

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県保健医療介護部高齢者介護課 介護保険人材班

TEL 098-866-2214 FAX 098-862-6325

介護支援専門員Q & A

参考1 介護保険法第7条第5項による介護支援専門員の定義

『介護支援専門員とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けた者をいう。』

つまり、有効な介護支援専門員証の交付を受けていなければ、介護支援専門員を名乗ることや、介護支援専門員としての業務を行うことはできません。

参考2 介護支援専門員の研修一覧

研修名		研修対象・内容	
更新研修	介護支援専門員 専門研修Ⅰ	介護支援専門員として実務についている方が、介護支援専門員証の有効期間を更新するための研修 (2回目以降の更新には、専門研修Ⅱのみが必要)	Q5関連
	介護支援専門員 専門研修Ⅱ		
介護支援専門員 更新研修（未経験者対象）		介護支援専門員として実務についてないことのない方が、介護支援専門員証の有効期間を更新するための研修	
介護支援専門員再研修		介護支援専門員証失効後に、介護支援専門員証の交付を受けるための研修	Q6関連
主任介護支援専門員研修		専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上の方を対象とした、主任介護支援専門員として必要な知識・技術を学ぶことを目的とした研修	
主任介護支援専門員 更新研修		主任介護支援専門員として十分な知識・経験・実績を有する者を対象として、主任介護支援専門員資格を更新するための研修	